

住宅確保配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

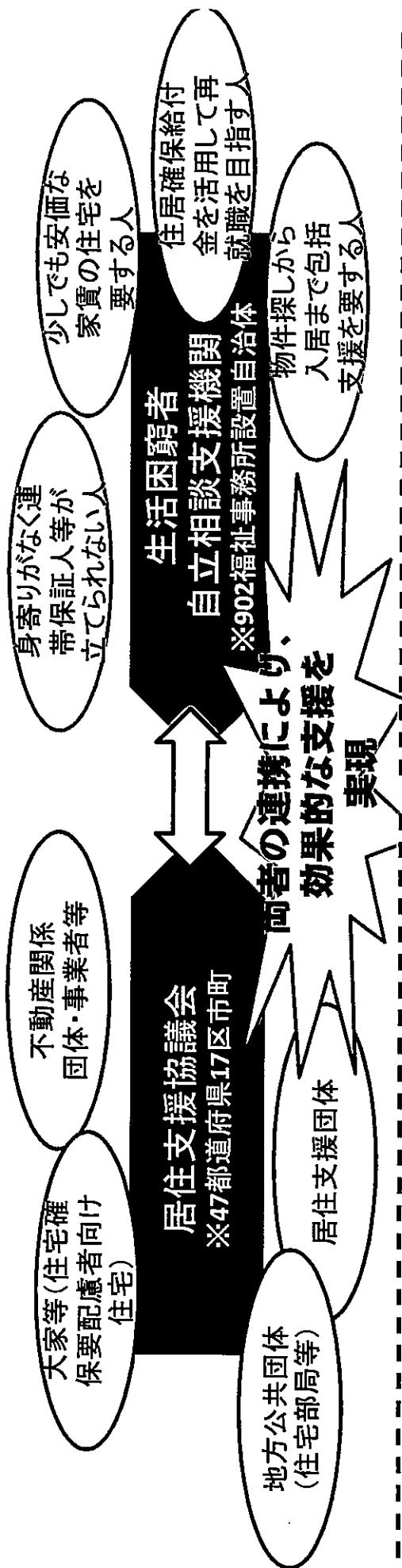
○ 生活困窮者を含む住宅確保配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。

○ また、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を平成28年12月に設置

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報(※)が集約されている。

※住宅確保配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



【平成29年度予算(案)における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

【平成29年度予算(案)における対応】

相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施